

大和市公告第117号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和43年1月31日第310号で位置の指定をし、及び平成8年4月10日第4号で一部廃止をした道路を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、大和市街づくり計画部建築指導課において一般の縦覧に供する。

平成27年9月9日

大和市長 大 木 哲

変 更 年 月 日	変更番号	道路の位置	幅 員 (m)	延 長 (m)
平成27年 9月1日	大和市指令（建指位指） 第27-5号	（変更前） 大和市鶴間二丁目2795番 44ほか	4.00	33.60
		（変更後） 大和市鶴間二丁目2795番 44、51及び54	4.00	28.40